

水道料金・下水道使用料の請求方法等変更のお知らせ

令和2年12月から水道料金・下水道使用料の請求方法を変更させていただくこととなります。

また、請求方法の変更とあわせて、水道検針についても3か月毎から2か月毎（奇数月）に変更となります。（令和2年11月検針から）

※今年度に限り、12月請求分は水道料金2か月分、下水道使用料3か月分となります。

※支払方法・振替口座が水道料金と下水道使用料で異なる場合は、水道料金のものに統一させていただきます。皆様のご理解ご協力をお願いします。

「水道に関する届出はお早めに」

次のような時は、必ず事前（1週間程）に上下水道課へ届け出てください。

- 引っ越しして行かれる時
- 引っ越しして来られた時
- 水道を廃止する時
- 所有者、使用者、請求先などが変わる時
（申請様式は、村ホームページにも有ります。）

「水道メーター検針にご協力を」

メーターボックスの上に物を置くことや近くに犬をつないでおくことなど水道検針の妨げになることがないようにご協力をお願いします。

◇請求(検針)方法について

現 行		変更後
水道料金	3か月毎に請求	2か月毎に一括請求
下水道使用料	毎月請求	
水道検針	3か月毎に検針	

料金表（1か月分）

※料金は下記表で計算した額に消費税を加算した額を2か月分まとめて請求させていただきます。
※下水道料金は、使用開始等の届出の翌日から5年間は基本料金に953円が加算されます。

1.水道料金（消費税別）

用途別	基本料金	使用料金（1m ³ につき）
常住専用一般用	550円	11m ³ 以上… 61円
常住専用営業用	1,430円	0~20m ³ … 83円
季節専用一般用	1,430円	21m ³ ~50m ³ …105円
季節専用営業用	1,430円	51m ³ ~200m ³ …127円
臨時用	2,750円	201m ³ 以上…132円

2.メーター使用料（消費税別）

口径別	遠隔式
13mm	300円
20mm	340円
25mm	370円
30mm	500円
40mm	570円
50mm	2,500円
75mm以上	時価により算定

3.下水道使用料（消費税別）

基本料金 （10m ³ まで）	使用料金 （1m ³ につき）
1,620円	11~30m ³ …143円
	31~50m ³ …153円
	51m ³ 以上…162円

※詳細はお問い合わせください。

◇問い合わせ先

上下水道課 ☎96-1255